様式第１号（第６条関係）

いきいき職場づくり支援補助金交付申請書（賃金アップ支援枠）

令和　年　　月　　日

一般社団法人島根県経営者協会会長　　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者住所 |  | |
| 申請者名称 |  | |
| 代表者の職・氏名 |  |  |

　標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いたいので、いきいき職場づくり支援補助金支給要領（賃金アップ支援枠）第６条の規定により申請します。

記

１　補助金交付申請額（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 円　（内訳は様式第1号－２「補助金交付申請額計算書」のとおり。） |

　２　支給要領第４条に定める補助対象事業者の要件に関する記入欄

（１）資本金等の額および常時雇用する労働者の数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 資本金の額又は出資の総額 |  | 円 | 資本金を持たない事業主 | |
| 常時雇用する労働者※の数 |  | | | 人 |

※中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずる。

同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第20 条で定める「解雇の予告を必

　　　　　　　　要とする者」であり、具体的には、労働基準法第21 条に該当しない者（下記参照）が「常時

　　　　　　　　使用する労働者」に該当する。（なお、派遣労働者については、派遣元でカウントする）

＜参考：労働基準法第21 条＞

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、

第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三

号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第四号に該当す

る者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

一 日日雇い入れられる者

二 二箇月以内の期間を定めて使用される者

三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

　　（２）事業所の労働者数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 | 所在地（住所） | 事業内容 | 産業分類 | | 常時雇用する労働者数（人） |
| 大分類 | 中分類 |
|  |  |  |  |  |  |

（３）事業所内最低賃金引上げ予定額

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 賃金引上げ日または予定日 | | 令和　　年　　月　　日 | | | |
| （A）引上げ前額（※１） | 円 | （B）引上げ後額（※２） | 円 | 引上げ額（B）-（A） | 円 |

（※１）・別紙「事業所内最低賃金計算書（様式第1号-６）」により賃金額を確認すること。

　　　　　　　　・引上げ前の最低賃金は、事業所内最低賃金が1,050円以下であること。

（※２）・引上げ額は33円以上であること。 　　　　　　　　　　　　（裏面につづく）

（４）「しまねいきいき職場宣言」について

|  |  |
| --- | --- |
| 「しまねいきいき職場宣言」の宣言 | 新規　・　宣言済（※１） |

（※１）「しまねいきいき職場宣言」宣言後の職場内の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 宣言後の状況（職場内の宣言後の変化等を記載ください） |  |
| 今後、更に取り組んでいきたいこと・改善点等 |  |

添付書類チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック項目 | | チェック欄  （✔すること） |
|  | ① 補助金交付申請額計算書（様式第１号－２） |  |
|  | ② 「しまねいきいき職場宣言」宣言書又は申請書の写し  　　（注）当宣言は補助金の申請前に県へ提出する必要があります。 |  |
|  | ③ 誓約書（様式第１号－７） |  |
|  | ④ 島根県税の納税証明書（全税目滞納のない旨の証明書）（申請日前３ヶ月以内に発行された原本又は写し） |  |
|  | ⑤ 事業実施計画書（様式第１号－３） |  |
|  | ⑥ 事業収支予算書（様式第１号－４） |  |
|  | ⑦ 【ＰＣ・タブレット等を導入する場合】情報端末等導入計画書（様式第１号－５） |  |
|  | ⑧　事業所内最低賃金計算書（様式第１号－６） |  |
|  | ⑨　事業所内最低賃金引上げ月の前月の賃金台帳等の写し及び事業所内最低賃金算出にかかる根拠資料（※）  （※）根拠資料は賃金台帳等の写しで確認できる場合は提出不要） |  |
|  | ⑩ 見積書の写し又は積算根拠の分かる書類（予定価格税込５万円以下（研修会等講師謝礼については１０万円以下）の場合を除く） |  |
|  | ⑪ 【工事を実施する場合】工事図面、工事前の写真、予定価格税込２０万円以上の工事の場合は合見積書の写し |  |
|  | ※ その他、必要に応じて書類をお願いする場合があります。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名： |  |
| 連絡先： |  |
| E-mail： |  |